

滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画策定のスケジュール

1. 第二種特定鳥獣管理計画について

鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。鳥獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画。

2. これまでの経過

第1次特定計画期間	平成14年6月5日～平成20年3月31日
第2次特定計画期間	平成20年4月1日～平成24年3月31日
第3次特定計画期間	平成24年4月1日～平成27年5月28日
法令改正による一部変更	平成27年5月29日～平成31年3月31日
第4次特定計画（現計画）期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
次期計画期間（5年間）	令和6年4月1日～令和11年3月31日

3. 計画策定スケジュール（予定）

時期	概要
令和5年6月	環境審議会への諮問
令和5年6～9月	ニホンザル特定計画検討会（計3回）
令和5年9月	環境審議会・第1回自然環境部会（素案について）
令和5年10月	特定鳥獣管理計画関係者検討会（市町、農業関係者、自然保護団体等）
令和5年10月	関係機関協議（市町向け）
令和5年11月	環境審議会・第2回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
令和5年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会、
令和6年3月	計画の策定・公表

※上記以外に、議会、庁議および関係課に随時説明。